

島田税務署管内青色申告会

青色全報

第154号 R5. 1. 1





新年のごあいさつ



会長 三浦 俊夫

新春を迎え心よりお慶び申し上げます。

会員の皆様には、当会の活動に対しまして深いご理解とご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新年のごあいさつですが、最近2年ほどはコロナ感染状況やその対応策、そして我々会員へ直接的・間接的な影響について触れてきました。

このようにコロナ感染に翻弄される生活に、新たな火種が起きました。それは、昨年2月世界を震撼させたロシアのウクライナ侵攻です。そして、その影響によるガソリン価格をはじめとするエネルギー関連の価格高騰に端を発し、電力料金のさらなる値上げ、また、いつ終わるとも知れない食料品の値上げラッシュ、加えてこれから本格化するとされる円安ドル高による更なる物価上昇は、賃金上昇が進まない状況では一層の生活苦を招く負のスパイラルとなることが危惧されます。

ところで、政府は、昨年秋には国内観光の新たな需要喚起策「全国旅行支援」を実施し、また、感染の水際対策も大幅に緩和し、コロナ禍で大きく落ち込んだ国内外の観光需要の回復と経済再生に向けて大きく舵を切りました。

本年も引き続き、基本的なコロナ感染対策を講じながらの「アフターコロナ」、「ウィズコロナ」に向けて新たな一步を歩むことになるかと思えます。しかし、一連のコロナ対策に充てた財源は巨額の国債発行頼みであり、我々の子の代、孫の代に大きな負の財産を残さないためにも財政再建は急務な課題であります。

こうした内外の厳しい環境下、我々の青色申告会の環境も大きく変化し、いよいよ本年10月から「インボイス制度」が始まります。また、制度開始時にインボイス事業者となるためには、原則、本年3月31日までに登録申請が必要となります。これまで、当会では、「青色学級」などの研修会を通じてその制度等について説明し、理解を図ってまいりました。しかし、「登録した方がいいのか、見合わせた方がいいのか」とお悩みの会員の方も多いのではないのでしょうか。業種によっても或いは、取引先の消費税課税扱いによってもその判断は異なっております。是非、お悩みの方は一度当会までお問い合わせください。

これから始まります令和4年分の確定申告期間中においても皆様のご理解ご協力をいただき、安心して安全な申告相談等に努めてまいりますので宜しくお願い致します。

結びに、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、北朝鮮問題など世界的な政情不安が落ち着き、また、コロナ感染が一日でも早く終息し、これまでの日常が戻りますことを願っておりますとともに、新しい年が会員の皆様にとりまして、幸多き年となりますようご祈念申し上げまして新年の挨拶と致します。



第65回東海ブロック大会

令和4年10月12日 於：グランディエール ブケトーカイ

コロナ感染拡大防止に伴い3年ぶりの開催となりました。名古屋国税局長 山西雅一郎様をはじめ、ご来賓の皆様、東海4県役員、事務局総勢260名、島田会より6名が参加致しました。

【中央情勢報告・税制改正要望・税制改正要望決議・モデル青色申告会合同研究会報告 他】



【記念講演】『税務行政の現状と課題』
名古屋国税局長 山西 雅一郎 様



年頭の御挨拶

島田税務署長 廣田 泰之



令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

島田税務署管内青色申告会の皆様には、日頃から税務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、会員の皆様への税務知識の普及、記帳指導、各種広報活動、確定申告会場における青色・記帳説明コーナーでの青色申告の勧奨や記帳・帳簿等の保存制度の説明などに多大なる御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本年が、青色申告会の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことをお祈り申し上げます。

国税庁においては、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像2.0 -」を公表し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱として、デジタルを活用しながら業務の在り方を抜本的に見直すこととしておりますが、従来にも増して、青色申告会の皆様から税務行政全般に渡る忌憚のないご意見を頂戴できればと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

ところで、いよいよ本年10月からインボイス制度が実施されます。

青色申告会の皆様には、会員の皆様へのインボイス制度の周知・広報をはじめ、e-Taxによる申請と登録通知の受領にも多大な御協力を賜り、感謝申し上げます。本年も、制度の円滑な実施に向け、引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、間もなく所得税・消費税の確定申告時期を迎えます。

本年の確定申告においては、スマホ申告を通じた納税者利便の向上と新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、自宅等からのe-Tax申告を一層推進するほか、確定申告会場におきましては、政府の方針や感染状況等を踏まえて適切に対応してまいります。

また、65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、e-Tax申告又は電子帳簿保存が要件となっていることや、インボイス制度の実施が本年10月に迫っていることなどから、会計ソフトを利用した記帳への関心が高まっております。

青色申告会の皆様におかれましては、会員を始めとする事業者の方々が青色申告特別控除の特典を享受されますよう、会計ソフトを利用した記帳やe-Tax申告に係る指導につきまして、なお一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私どもとしましては、事業者の方には今まで以上に会計ソフトの利用を勧奨するとともに、青色申告会を始めとする記帳指導機関への加入の御案内を積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政の良き理解者として、円滑な税務行政の推進と申告納税制度の発展に、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、島田税務署管内青色申告会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

📢 「インボイス」とは

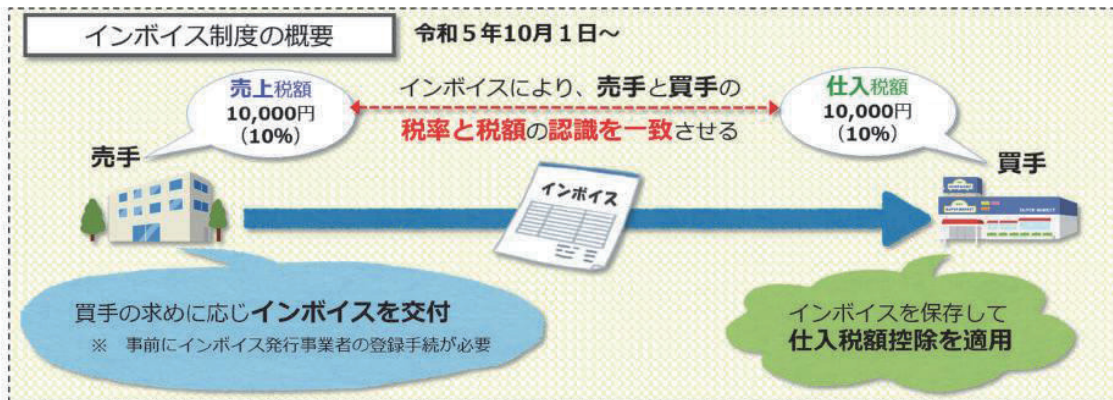
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署へ
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

令和4年度納税表彰者

受賞おめでとうございます

【島田税務署長表彰】

(吉田支部) 永井 雅良 氏

「消費税インボイス制度説明会」を開催いたしました！

制度が始まる令和5年10月1日に登録を受けようとする場合は「適格請求書発行事業者の登録申請者」を令和5年3月31日までに提出する必要があります。(登録は任意です！)



7月27日・8月24日・9月15日
・10月19日・11月16日(計5回)
開催されました。

199名の方が参加されました。
制度を十分ご理解の上、登録申請をおこなってください。
売上先とも相談しながら準備を進めましょう。

令和5年4月以降も説明会を開催する予定です。是非、ご参加ください。



パソコン会計ソフト **ブルーリターンA**

サクサク
できる！

思い切って！パソコン会計にしてみませんか～♪

はじめるなら“**ブルーリターンA**”でバッチリでしょ！！

消費税軽減税率制度・インボイス制度・青色申告特別控除額の税制改正につき
パソコン会計をおすすめ致します！！

初心者にもやさしく、さらに充実の機能で使いやすい！

- 消費税改正にも対応！
- 減価償却費も自動計算！
- 家事按分もできます！
- 決算・申告も楽々簡単！

無料説明会開催中！

【お問合せ先】本会事務局
0547-37-3918



青色申告会の3つの共済制度で**ケガ・病気・天災**に備えましょう！

万が一、ケガや病気になった場合に備えていますか？お問合せ先＝青色申告会事務局(0547-37-3918)

全青色傷害

ケガの死亡・入院・通院
(通院・入院は1日目より給付)

新規加入**75才6か月迄**
1口月額1,250円

全青色共済

全青色共済＋傷害特約
(病気もケガも対象)

新規加入**70才6か月迄**
月額1,000円(経費)

疾病入院補償

病気の入院・手術・放射線治療
(日帰り入院・日帰り手術も対象)

新規加入**64才迄**
月額460円～3,740円(生命保険料控除)